

中山間地域総合整備事業霞沢地区第 22 号経済効果算定資料作成業務委託 応募要領

第 1 業務名

中山間地域総合整備事業霞沢地区第 22 号経済効果算定資料作成業務委託

第 2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、令和 5 年度に実施予定の公共事業再評価に向けて、経済効果算定資料等の作成を行うものである。

2 概要

(1) 業務内容

作業項目	作業内容	数量
1 経済効果算定	総費用総便益方式により、最新版の単価等を用いて、経済効果算定資料を作成する。	1 式
2 公共事業再評価調書作成	所定の様式により、公共事業再評価調書を作成する。	1 式
3 照査、点検・取りまとめ	上記作業の点検・取りまとめを行う（報告書作成を含む）。	1 式

(2) 業務場所

本業務の対象となる位置は、別添位置図に示すとおりである。

(3) 事業計画の概要

本地区の事業計画の概要は以下のとおりである。

受益面積	受益者数	総事業費	総費用総便益比
37.2ha	64 人	1,880 百万円	1.08

第 3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であることとする。

- (1) 「令和 4・5 年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
又は、令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格「役務の提供等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第 3 の (6) に定める技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日付建振第 141 号）による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去 10 年間（平成 24 年度～令和 3 年度）において、県内の国・県営事業におけるほ場整備事業等^{※1}の経済効果算定業務^{※2}の実績を有していること。
※1 「ほ場整備事業等」とは、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業等における区画整理事業及び農用地造成事業など、換地処分を伴う農業農村整備事業である。
※2 「経済効果算定業務」とは、計画調査地区の事業計画書作成に係る「経済効果算定」や事業実施地区の計画変更に係る「経済効果算定」を行う業務である。
- (6) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次の I に該当する技術者を 2 名以上（うち、当該業務と同種業務の実務経験を有する者が 1 名以上）有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3カ月以上の雇用関係にあることをいう。

I. 次のア～オのいずれかに該当する者

ア 技術士・総合技術監理部門（農業－農業土木）

イ 技術士・農業部門（農業土木）

ウ 農業土木技術管理士

エ R C C M（農業土木部門）

オ 大学又は高等専門学校卒業後、農業土木業務の経験が20年以上の者、若しくは高等学校又は専修学校卒業後、農業土木業務の経験が25年以上の者

- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

第4 応募手続

1 募集期間

令和4年6月3日（金）～令和4年6月9日（木）

2 応募方法等

次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」1部

(2) 受付日時等

受付曜日は月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

第5 事業実施期間

委託契約締結の翌日から令和5年3月15日までを予定している。

第6 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方85-2

岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター

TEL 0191-52-4931 FAX 0191-52-5488

担当者 農地整備課 菊池

第7 その他

1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書は、返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、本委託業務に係る事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。

4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。

6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。

(1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

(2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）